


# 臨時営業許可申請の手続きについて


## STEP 1

### 事前相談

- 申請をされる前に、取扱食品・設備基準※についてご相談ください。  
※取扱食品・設備基準については、チラシ「博多区内のイベントに出店する方へ」をご覧ください。
  - 施設を衛生的に管理運営するために、食品衛生責任者を設置し、HACCPに沿った衛生管理を実施する必要があります。
- 

食品衛生責任者  
について

または「福岡市 食品衛生責任者」で検索



HACCPに沿った衛生管理  
について

または「福岡市 HACCP」で検索
- 井戸水を使用する場合は、飲用に適する水であることを証明する水質検査成績書を準備してください(検査日から1年以内のもの)。

## STEP 2

### 申請・手数料納付

- イベント開始予定日の少なくとも1週間前までには申請してください。  
申請方法：窓口
- 申請時に、確認検査日の日程調整を行います(後日調整でも構いません)。

#### <申請に必要なもの>

- ・臨時営業許可申請書
- ・添付書類(調理工程、営業施設の図面が記載されたもの)
- ・食品衛生責任者の資格を証するもの
- ・衛生管理計画書
- ・手数料(1品目につき3,000円)
- ・水質検査成績書(井戸水を使用する場合)

## STEP 3

### 施設の確認検査

- 確認検査には、営業者、食品衛生責任者等が立ち会ってください。
- 施設基準に適合しない場合は許可できません。
- 臨時営業許可には、営業許可証の交付はありません。